

# 令和2年第12回南島原市教育委員会定例会

日時 令和2年12月24日(木) 午後2時  
場所 南有馬庁舎 3階大会議室

## 議事日程

### 第1 開会

### 第2 前回会議録の承認

### 第3 会議録署名人の指名

### 第4 教育長報告

### 第5 議案審議

- 議案第54号 南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 南島原市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第58号 南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について
- 議案第59号 南島原市有家総合運動公園整備検討委員会設置要綱を廃止する告示について

### 第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について
- (2) 次回教育委員会定例会の開催について
- (3) その他

### 第7 閉会

# 令和2年第12回南島原市教育委員会定例会教育長報告

## ○令和2年11月の諸会議並びに諸行事

- 19日(木) 14:00 令和2年第11回教育委員会定例会(南有馬庁舎)
- 20日(金) 15:00 市部局長会議(西有家庁舎)  
16:00 市世界遺産推進本部会議(西有家庁舎)
- 25日(水) 16:30 九州大会出場報告[南島原ジュニア(テニス)](西有家庁舎)
- 27日(金) 13:45 学校訪問(布津中学校)
- 30日(月) 10:00 令和2年度第4回市議会(開会、議案上程、提案理由説明)(有家庁舎)

## ○令和2年12月の諸会議並びに諸行事

- 2日(水) 10:00 令和2年度第4回市議会(一般質問)(有家庁舎)  
13:45 学校訪問・研究指定中間発表(南有馬中学校)
- 3日(木) 10:00 令和2年度第4回市議会(一般質問)(有家庁舎)
- 4日(金) 10:00 令和2年度第4回市議会(一般質問、議案質疑、委員会付託)(有家庁舎)
- 8日(火) 10:00 令和2年度第4回市議会(文教厚生委員会)(有家庁舎)
- 11日(金) 13:30 市教頭会第7回研修会(コレジヨホール)
- 14日(月) 10:00 第9回南島原市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(西有家庁舎)
- 16日(水) 10:00 令和2年度第4回市議会(閉会、委員長報告、採決)(有家庁舎)
- 18日(金) 9:30 市部局長会議(西有家庁舎)  
18:00 第10回南島原市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(西有家庁舎)
- 21日(月) 16:30 令和2年度定期監査及び行政監査結果報告(西有家庁舎)

議案第54号

南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

提案理由

令和3年3月31日をもって、南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校及び南島原市立新切小学校が廃校となり、令和3年4月1日に南島原市立有家小学校となることに伴い、廃校となる南島原市立蒲河小学校及び南島原市立新切小学校の体育館を、社会体育施設として活用するため、所要の改正を行うもの。

令和2年12月24日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例

南島原市社会体育施設条例（平成18年南島原市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1 南島原市有家総合運動公園の項の次に次のように加える。

南島原市有家蒲河体育館	南島原市有家町蒲河1638番地
南島原市有家新切体育館	南島原市有家町尾上3040番地3

別表第2 中

「

南島原市布津第二体育館		
-------------	--	--

」

を

「

南島原市布津第二体育館		
南島原市有家蒲河体育館		
南島原市有家新切体育館		

」

に改める。

別表第3の4 体育館の表中

「

南島原市深江体育館（1階アリーナ）	1／3面（バレーボールコート 1面） 1時間	200円
南島原市南有馬体育館（1階アリーナ）		

」

を

「

南島原市深江体育館（1階アリーナ）	1／3面（バレーボールコート	200円
-------------------	----------------	------

」

南島原市南有馬体育館（1階アリーナ）	1面） 1時間	
南島原市有家新切体育館		

に、

「

南島原市布津第二体育館		
南島原市西有家慈恩寺体育館		
南島原市西有家見岳体育館		
南島原市西有家長野体育館		
南島原市北有馬田平体育館		
南島原市北有馬坂下体育館		
南島原市南有馬白木野体育館	全面（バレーボールコート1面） 1時間	200円
南島原市南有馬古園体育館		

を

「

南島原市布津第二体育館		
南島原市有家蒲河体育館		
南島原市西有家慈恩寺体育館		
南島原市西有家見岳体育館		
南島原市西有家長野体育館	全面（バレーボールコート1面） 1時間	200円

南島原市北有馬田平体育館

面) 1時間

南島原市北有馬坂下体育館

南島原市南有馬白木野体育館

南島原市南有馬古園体育館

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新			旧			
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)			
名称		位置	名称		位置	
(略)			(略)			
南島原市有家総合運動公園	グラウンド	南島原市有家町小川1957番地	南島原市有家総合運動公園	グラウンド	南島原市有家町小川1957番地	
	テニスコート			テニスコート		
	ゲートボール場			ゲートボール場		
	ふれあい広場			ふれあい広場		
	多目的芝生広場			多目的芝生広場		
南島原市有家蒲河体育館		南島原市有家町蒲河1638番地	南島原市有家柔剣道場		南島原市有家町山川344番地	
南島原市有家新切体育館		南島原市有家町尾上3040番地3	(略)			
南島原市有家柔剣道場		南島原市有家町山川344番地	南島原市有家柔剣道場			南島原市有家町山川344番地
(略)			(略)			
別表第2 (第5条関係)			別表第2 (第5条関係)			
名称	休業日	利用時間	名称	休業日	利用時間	
(略)			(略)			
南島原市布津第二体育館			南島原市布津第二体育館			
南島原市有家蒲河体育館						

新			旧		
南島原市有家新切体育館					
南島原市西有家慈恩寺体育館			南島原市西有家慈恩寺体育館		
(略)			(略)		
別表第3 (第10条、第18条関係) 4 体育館			別表第3 (第10条、第18条関係) 4 体育館		
名称	単位	金額	名称	単位	金額
南島原市深江体育館 (1階アリーナ)	1 / 3 面 (バレーボールコート1面) 1時間	200円	南島原市深江体育館 (1階アリーナ)	1 / 3 面 (バレーボールコート1面) 1時間	200円
南島原市南有馬体育館 (1階アリーナ)			南島原市南有馬体育館 (1階アリーナ)		
南島原市有家新切体育館					
南島原市西有家B&G海洋センター 体育館			南島原市西有家B&G海洋センター 体育館		
(略)			(略)		
南島原市布津第二体育館	全面 (バレーボールコート1面) 1時間	200円	南島原市布津第二体育館		
南島原市有家蒲河体育館					
南島原市西有家慈恩寺体育館					
南島原市西有家見岳体育館					
南島原市西有家長野体育館					
南島原市北有馬田平体育館					
南島原市北有馬坂下体育館					



新			旧		
南島原市南有馬白木野体育館			南島原市南有馬白木野体育館	全面（バレーボールコート1面） 1時間	200円
南島原市南有馬古園体育館			南島原市南有馬古園体育館		
(略)			(略)		

改正

平成18年 7月24日条例第198号  
平成22年10月 1日条例第29号  
平成26年 3月25日条例第 9号  
平成27年 3月24日条例第12号  
平成28年 3月23日条例第33号  
平成30年 3月22日条例第17号  
令和 2年 7月13日条例第50号

南島原市社会体育施設条例

(設置)

第1条 市民の健康の増進と相互のふれあいを深めるとともに、体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、生活文化の向上に資するため、南島原市社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 体育施設は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 体育施設は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市民の健康増進及び生活文化の向上に関する施設及び設備の提供
- (2) その他目的達成に必要な事業

(休業日及び利用時間)

第5条 体育施設の休業日及び利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 体育施設（附属設備等を含む。以下同じ。）を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、体育施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を許可しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利又は特定の営利事業を援助することを目的とするとき。
- (3) 建造物及びその附属物を滅失又はき損するおそれがあるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他体育施設の管理及び運営に支障があると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用者は、許可を受けた目的以外に体育施設を利用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、又は譲渡してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は中止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 第7条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

(3) 虚偽その他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、使用料として、別表第3に定める額を納付しなければならない。

2 教育委員会が、特別な事由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(使用料の免除)

第11条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰さない理由により、利用することができないとき。

(2) 利用日の7日前までに利用許可の取消しを申し出て、承認を得たとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、体育施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条の規定により利用の許可の取消し又は中止の処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により体育施設を損傷し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為の禁止)

第15条 体育施設においては、入場者等を対象とする物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特に許可したときはこの限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、体育施設の休業日を変更し、若しくは別に定め、又は利用時間を変更することができる。

3 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条及び第9条第1項の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項の規定中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

**第17条** 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 体育施設の利用の許可に関する業務
- (3) 体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 体育施設の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が体育施設の管理上必要と認める業務

（利用料金）

**第18条** 第10条第1項の規定にかかわらず、第16条第1項の規定により、体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、体育施設の利用者は、利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、体育施設を利用する前に納めなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、これを体育施設を利用した後に納めることができる。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。

4 利用料金の額は、別表第3に定める額を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。

（利用料金の減免）

**第19条** 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は還付することができる。

（委任）

**第20条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深江町体育館の設置及び管理運営に関する条例（昭和58年深江町条例第13号）、深江町船津トレーニング場の設置及び管理使用に関する条例（平成6年深江町条例第9号）、深江町町民運動場の設置及び管理に関する条例（昭和53年深江町条例第1号）、深江町柔剣道場の設置及び管理に関する条例（平成2年深江町条例第3号）、深江町弓道場、相撲場の設置及び管理に関する条例（昭和53年深江町条例第22号）、深江町小・中学校体育施設の管理使用に関する条例（昭和58年深江町条例第14号）、深江町瀬野運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成11年深江町条例第4号）、深江町須ノ崎運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成11年深江町条例第5号）、深江町みどりが丘運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成12年深江町条例第29号）、深江町小林第一運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成12年深江町条例第30号）、深江

町小林第二運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成13年深江町条例第17号）、深江町小林第三運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成13年深江町条例第18号）、深江町馬場第一運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成14年深江町条例第2号）、深江町瀬野第二運動広場の設置及び管理使用に関する条例（平成15年深江町条例第16号）、照明施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年布津町条例第16号）、布津町民運動場の設置及び管理に関する条例（昭和55年布津町条例第3号）、布津町テニスコートの設置及び管理に関する条例（平成10年布津町条例第12号）、布津町ふるさと道場の設置及び管理に関する条例（平成4年布津町条例第2号）、布津町民運動場の設置及び管理に関する条例（昭和55年布津町条例第3号）、有家町体育施設設置条例（昭和56年有家町条例第5号）、有家町体育施設の管理使用に関する条例（昭和56年有家町条例第6号）、西有家町体育施設の管理に関する条例（昭和57年西有家町条例第6号）、西有家町B&G海洋センターの管理に関する条例（昭和57年西有家町条例第5号）、西有家町見岳地区社会体育用プール設置条例（昭和60年西有家町条例第22号）、北有馬町社会体育施設の設置及び管理等に関する条例（平成17年北有馬町条例第6号）、ふれあい交流広場の設置及び管理等に関する条例（平成6年北有馬町条例第7号）、北有馬町公の施設使用料条例（昭和52年北有馬町条例第2号）、南有馬町運動公園の設置及び管理に関する条例（平成3年南有馬町条例第16号）、南有馬町武道館の設置及び管理に関する条例（平成15年南有馬町条例第8号）、南有馬町民プールの設置及び管理に関する条例（昭和58年南有馬町条例第6号）、南有馬町夜間照明施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年南有馬町条例第19号）、口之津町体育施設の設置に関する条例（昭和55年口之津町条例第12号）、口之津町体育施設の管理使用に関する条例（昭和53年口之津町条例第17号）、口之津町民プールの設置及び管理に関する条例（昭和63年口之津町条例第1号）、加津佐町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例（昭和60年加津佐町条例第18号）、加津佐町民グラウンドの設置及び管理に関する条例（昭和59年加津佐町条例第7号）、夜間照明施設の設置及び管理に関する条例（昭和53年加津佐町条例第15号）、加津佐町弓道場の設置及び管理に関する条例（平成10年加津佐町条例第9号）又は加津佐勤労者体育館の設置及び管理運営に関する条例（平成15年加津佐町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成18年7月24日条例第198号）

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

**附 則**（平成22年10月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第3の規定は、平成23年4月1日以後の利用に係る使用料について適用する。

**附 則**（平成26年3月25日条例第9号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月24日条例第12号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月23日条例第33号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月22日条例第17号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年7月13日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称		位置
南島原市深江運動場		南島原市深江町戊3987番地76
南島原市深江体育館		南島原市深江町丁3516番地
南島原市深江船津トレーニング場		南島原市深江町丙419番地7
南島原市深江柔剣道場		南島原市深江町丁3061番地
南島原市深江弓道場		南島原市深江町丁3056番地
南島原市深江相撲道場		南島原市深江町丁3142番地
南島原市深江みどりが丘運動広場		南島原市深江町丁7659番地4
南島原市深江小林第一運動広場		南島原市深江町乙1047番地
南島原市深江小林第三運動広場		南島原市深江町乙1473番地5
南島原市深江須ノ崎運動広場		南島原市深江町丙453番地2
南島原市深江瀬野運動広場		南島原市深江町丁4761番地1
南島原市深江瀬野第二運動広場		南島原市深江町丁5312番地
南島原市深江馬場第一運動広場		南島原市深江町丙1000番地
南島原市深江中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市深江町丁3179番地
南島原市深江中学校テニスコート夜間照明施設		南島原市深江町丁3179番地
南島原市布津グラウンド		南島原市布津町丙4620番地85
南島原市布津テニスコート		南島原市布津町乙1345番地
南島原市布津第一体育館		南島原市布津町甲400番地
南島原市布津第二体育館		南島原市布津町丙825番地1
南島原市布津ふるさと道場	道場	南島原市布津町乙1663番地1
	相撲場	
南島原市布津中央地区運動広場		南島原市布津町乙990番地1

南島原市布津南部地区運動広場		南島原市布津町甲1151番地
南島原市布津北部地区運動広場		南島原市布津町丙1748番地 1
南島原市布津中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市布津町乙1653番地
南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市布津町丙2365番地
南島原市有家総合運動公園	グラウンド	南島原市有家町小川957番地
	テニスコート	
	ゲートボール場	
	ふれあい広場	
	多目的芝生広場	
南島原市有家蒲河体育館		南島原市有家町蒲河1638番地
南島原市有家新切体育館		南島原市有家町尾上3040番地 3
南島原市有家柔剣道場		南島原市有家町山川344番地
南島原市有家弓道場		南島原市有家町山川1200番地
南島原市有家中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市有家町山川344番地
南島原市西有家慈恩寺体育館		南島原市西有家町慈恩寺1366番地 1
南島原市西有家見岳体育館		南島原市西有家町見岳1120番地 1
南島原市西有家長野体育館		南島原市西有家町長野1832番地 1
南島原市西有家B & G海洋センター	体育館	南島原市西有家町龍石788番地97
	プール	
南島原市西有家弓道場		南島原市西有家町須川78番地
南島原市西有家中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市西有家町須川91番地
南島原市西有家中学校テニスコート夜間照明施設		南島原市西有家町須川91番地
南島原市北有家ふれあい交流広	グラウンド	

場	テニスコート	南島原市北有馬町丙3701番地
	イベント広場	
	草スキー場	
	わんぱく広場	
南島原市北有馬田平体育館		南島原市北有馬町戊2030番地 1
南島原市北有馬坂下体育館		南島原市北有馬町乙496番地
南島原市北有馬坂下地区運動広場		南島原市北有馬町乙239番地 1
南島原市有馬小学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市北有馬町丁62番地 1
南島原市南有馬運動公園	グラウンド	南島原市南有馬町乙2165番地
	テニスコート	南島原市南有馬町乙2160番地
	プール	南島原市南有馬町乙2207番地
南島原市南有馬体育館		南島原市南有馬町乙1361番地
南島原市南有馬吉川体育館		南島原市南有馬町甲612番地
南島原市南有馬白木野体育館		南島原市南有馬町丙1779番地 4
南島原市南有馬古園体育館		南島原市南有馬町己234番地 1
南島原市南有馬梅谷体育館		南島原市南有馬町己2871番地 2
南島原市南有馬武道館		南島原市南有馬町乙1360番地
南島原市南有馬ゲートボール場		南島原市南有馬町乙469番地
南島原市南有馬吉川地区運動広場		南島原市南有馬町甲612番地
南島原市南有馬白木野地区運動広場		南島原市南有馬町丙1795番地
南島原市南有馬梅谷地区運動広場		南島原市南有馬町己2854番地 3
南島原市南有馬中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市南有馬町乙856番地 5
南島原市口之津体育館		南島原市口之津町丙2093番地 1
南島原市口之津第一体育館		南島原市口之津町甲2061番地 1



南島原市口之津第二体育館	南島原市口之津町丁4073番地	
南島原市口之津第三体育館	南島原市口之津町乙2240番地	
南島原市口之津プール	南島原市口之津町丙2104番地 1	
南島原市口之津相撲場	南島原市口之津町丙2104番地 1	
南島原市口之津簡易テニスコート	南島原市口之津町丙2104番地 1	
南島原市口之津中学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市口之津町丙3476番地	
南島原市口之津運動広場	南島原市口之津町丁5611番地 1	
南島原市加津佐グラウンド	南島原市加津佐町丁 1 番地 1	
南島原市加津佐テニスコート	南島原市加津佐町丁29番地 1	
南島原市加津佐宮原体育館	南島原市加津佐町丁1314番地	
南島原市加津佐津波見体育館	南島原市加津佐町甲2131番地	
南島原市加津佐山口体育館	南島原市加津佐町戊1208番地	
南島原市加津佐B & G海洋センター	体育館	南島原市加津佐町丁 1 番地 1
	プール	
	武道館	
南島原市加津佐弓道場	南島原市加津佐町丁29番地 1	
南島原市加津佐ゲートボール場	南島原市加津佐町前浜	
南島原市加津佐小学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市加津佐町己3318番地	

別表第 2 (第 5 条関係)

名称	休業日	利用時間
南島原市深江運動場	(1) 12/29～翌年 1 / 3	8 : 30～22 : 00
南島原市布津グラウンド		
南島原市有家総合運動公園グラウンド	(1) 12/29～翌年 1 / 3	9 : 00～22 : 00

南島原市南有馬運動公園グラウンド		
南島原市北有馬ふれあい交流広場グラウンド	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週火曜日	9:00～22:00
南島原市加津佐グラウンド	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9:00～22:00
南島原市深江中学校屋外運動場夜間照明施設	(1) 12/29～翌年1/3	18:00～22:00
南島原市深江中学校テニスコート夜間照明施設		
南島原市布津中学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市有家中学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市西有家中学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市西有家中学校テニスコート夜間照明施設		
南島原市有馬小学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市南有馬中学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市口之津中学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市加津佐小学校屋外運動場夜間照明施設		

南島原市布津テニスコート	(1) 12/29～翌年1/3	8:30～22:00
南島原市有家総合運動公園テニスコート	(1) 12/29～翌年1/3	9:00～22:00
南島原市南有馬運動公園テニスコート		
南島原市北有馬ふれあい交流広場テニスコート	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週火曜日	9:00～22:00
南島原市加津佐テニスコート	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9:00～22:00
南島原市口之津簡易テニスコート	(1) 12/29～翌年1/3	—
南島原市深江体育館	(1) 12/29～翌年1/3	9:00～22:00
南島原市深江船津トレーニング場		
南島原市布津第一体育館		
南島原市布津第二体育館		
南島原市有家蒲河体育館		
南島原市有家新切体育館		
南島原市西有家慈恩寺体育館		
南島原市西有家見岳体育館		
南島原市西有家長野体育館		
南島原市北有馬田平体育館		
南島原市北有馬坂下体育館		
南島原市南有馬体育館		
南島原市南有馬吉川体育館		

南島原市南有馬白木野体育館		
南島原市南有馬古園体育館		
南島原市南有馬梅谷体育館		
南島原市口之津体育館		
南島原市口之津第一体育館		
南島原市口之津第二体育館		
南島原市口之津第三体育館		
南島原市加津佐津波見体育館		
南島原市加津佐山口体育館		
南島原市西有家B & G海洋センター体育館	(1) 12/29～翌年1/3	
南島原市加津佐宮原体育館	(2) 毎週月曜日	9 : 00～22 : 00
南島原市加津佐B & G海洋センター体育館	(3) 祝日の翌日	
南島原市西有家B & G海洋センタープール	(1) 10/1～翌年5/31 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9 : 00～17 : 00
南島原市南有馬運動公園プール	(1) 10/1～翌年5/31 (2) 毎週月曜日	10 : 00～20 : 00
南島原市口之津プール	(1) 10/1～翌年5/31 (2) 毎週月曜日	10 : 00～12 : 00 12 : 30～14 : 30 15 : 00～17 : 00
南島原市加津佐B & G海洋センタープール	(1) 10/1～翌年5/31 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9 : 00～22 : 00

南島原市深江柔剣道場		
南島原市有家柔剣道場	(1) 12/29～翌年1/3	9:00～22:00
南島原市南有馬武道館		
南島原市布津ふるさと道場	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日	13:00～22:00
南島原市加津佐B&G海洋センター 武道館	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9:00～22:00
南島原市深江弓道場	(1) 12/29～翌年1/3	9:00～22:00
南島原市有家弓道場		
南島原市西有家弓道場		
南島原市加津佐弓道場	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9:00～22:00
南島原市布津ふるさと道場相撲場	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日	13:00～22:00
南島原市深江相撲道場	無休	—
南島原市口之津相撲場		
南島原市深江みどりが丘運動広場		
南島原市深江小林第一運動広場		
南島原市深江小林第三運動広場		
南島原市深江須ノ崎運動広場		
南島原市深江瀬野運動広場		
南島原市深江瀬野第二運動広場		

南島原市深江馬場第一運動広場	無休	—		
南島原市布津中央地区運動広場				
南島原市布津南部地区運動広場				
南島原市布津北部地区運動広場				
南島原市有家総合運動公園ゲートボール場				
南島原市北有馬坂下地区運動広場				
南島原市南有馬ゲートボール場				
南島原市南有馬吉川地区運動広場				
南島原市南有馬白木野地区運動広場				
南島原市南有馬梅谷地区運動広場				
南島原市口之津運動広場				
南島原市加津佐ゲートボール場				
南島原市有家総合運動公園ふれあい広場	無休	9 : 00～22 : 00		
南島原市有家総合運動公園多目的芝生広場				
南島原市北有馬ふれあい交流広場イベント広場			(1) 12/29～翌年1/3	9 : 00～22 : 00
南島原市北有馬ふれあい交流広場草スキー場			(2) 毎週火曜日	
南島原市北有馬ふれあい交流広場わんぱく広場	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週火曜日	9 : 00～17 : 00		

別表第3 (第10条、第18条関係)

1 グラウンド

名称	単位	金額	
		昼間	夜間 (照明利用時)

南島原市深江運動場			
南島原市布津グラウンド			
南島原市有家総合運動公園グラウンド	ソフトボールコート	100円	1,000円
南島原市北有馬ふれあい交流広場グラウンド	1面 1時間		(加津佐グラウンドで照明設備を、2灯のみ利用する場合は、500円)
南島原市南有馬運動公園グラウンド			
南島原市加津佐グラウンド			

## 2 夜間照明施設

名称	単位	金額
南島原市深江中学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市布津中学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市有家中学校屋外運動場夜間照明施設	ソフトボールコート	1,000円
南島原市西有家中学校屋外運動場夜間照明施設	1面 1時間	
南島原市有馬小学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市口之津中学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市加津佐小学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設	全面 1時間	500円
南島原市南有馬中学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市深江中学校テニスコート夜間照明施設		
南島原市西有家中学校テニスコート夜間照明施設	1面 1時間	300円

## 3 テニスコート

名称	単位	金額	
		昼間	夜間 (照明利用時)

南島原市布津テニスコート	1面 1時間	100円	300円
南島原市有家総合運動公園テニスコート			
南島原市北有馬ふれあい交流広場テニスコート			
南島原市南有馬運動公園テニスコート			
南島原市加津佐テニスコート			
南島原市加津佐テニスコート (壁打ちコート)			
南島原市口之津簡易テニスコート	1面 1時間	無料	—

#### 4 体育館

名称	単位	金額
南島原市深江体育館 (1階アリーナ)	1 / 3面 (バレーボールコート1面) 1時間	200円
南島原市南有馬体育館 (1階アリーナ)		
南島原市有家新切体育館	1 / 2面 (バレーボールコート1面) 1時間	200円
南島原市西有家B&G海洋センター 体育館		
南島原市南有馬吉川体育館		
南島原市口之津体育館		
南島原市口之津第一体育館		
南島原市口之津第二体育館		
南島原市加津佐宮原体育館		
南島原市加津佐B&G海洋センター 体育館		
南島原市深江船津トレーニング場		
南島原市布津第一体育館		
南島原市布津第二体育館		
南島原市有家蒲河体育館		



南島原市西有家慈恩寺体育館	全面（バレーボールコート 1面） 1時間	200円
南島原市西有家見岳体育館		
南島原市西有家長野体育館		
南島原市北有馬田平体育館		
南島原市北有馬坂下体育館		
南島原市南有馬白木野体育館		
南島原市南有馬古園体育館		
南島原市南有馬梅谷体育館		
南島原市口之津第三体育館		
南島原市加津佐津波見体育館		
南島原市加津佐山口体育館		
南島原市深江体育館 2階卓球場	全面 1時間	100円
南島原市南有馬体育館 2階卓球場		

#### 5 プール

名称	区分	金額
南島原市西有家B&G海洋センタープール	大人 1回	100円
南島原市加津佐B&G海洋センタープール	小人（中学生以下）	無料
南島原市南有馬運動公園プール	大人 1回	100円
南島原市口之津プール	小人（中学生以下3歳以上） 1回	50円

#### 6 武道場

名称	単位	金額
南島原市布津ふるさと道場	1フロア 1時間	300円
南島原市南有馬武道館		
南島原市深江柔剣道場		

南島原市有家柔剣道場	1フロア 1時間	200円
南島原市加津佐B&G海洋センター 武道館		
南島原市布津ふるさと道場トレーニング室	1時間	100円

#### 7 弓道場

名称	単位	金額
南島原市深江弓道場		
南島原市有家弓道場	1時間	50円
南島原市西有家弓道場		
南島原市加津佐弓道場		

#### 8 相撲場

名称	金額
南島原市深江相撲道場	
南島原市布津ふるさと道場 相撲場	無料
南島原市口之津相撲場	

#### 9 ゲートボール場・グラウンドゴルフ場

名称	金額
南島原市深江みどりが丘運動広場	
南島原市深江小林第一運動広場	
南島原市深江小林第三運動広場	
南島原市深江須ノ崎運動広場	
南島原市深江瀬野運動広場	
南島原市深江瀬野第二運動広場	
南島原市深江馬場第一運動広場	(1) 昼間 無料
南島原市布津中央地区運動広場	(2) 夜間 (照明利用時) 1時間 500円

南島原市布津南部地区運動広場	
南島原市布津北部地区運動広場	
南島原市有家総合運動公園ゲートボール場	
南島原市北有馬坂下地区運動広場	
南島原市南有馬ゲートボール場	
南島原市南有馬吉川地区運動広場	
南島原市南有馬白木野地区運動広場	
南島原市南有馬梅谷地区運動広場	
南島原市口之津運動広場	
南島原市加津佐ゲートボール場	

10 その他の施設

名称	単位	金額		
南島原市北有馬ふれあい交流広場 イベント広場	1団体 半日	5,000円		
南島原市北有馬ふれあい交流広場 草スキー場	用具貸出 1回	100円		
南島原市北有馬ふれあい交流広場 わんぱく広場	—	無料		
南島原市有家総合運動公園 ふれあい広場	—	無料		
南島原市有家総合運動公園 多目的芝生広場	全面 1時間	(1) 昼間 無料 (2) 夜間(照明利用時) 1,000円		
	器材名	単位	金額	乗員
	OPヨット	1艇 1時間	100円	小学生2人、 中学生以上1人
南島原市加津佐B & G海洋センター	カヌー	1艇 1時間	100円	1人乗り

船艇等備品	ローボート	1艇 1時間	200円	4人乗り
	ウインドサーフィン	1艇 1時間	500円	1人乗り
	スタンドアップパドル ボード	1艇 1時間	500円	1人乗り

備考

- 1 利用時間が1時間未満のときは、1時間とみなす。
- 2 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 市外者が利用する場合は、この表の額の倍額とする。
- 4 南有馬武道館の冷暖房を利用する場合は、1時間当たり1,000円を加算する。ただし、冷暖房使用料は、免除の対象としない。
- 5 有家総合運動公園多目的芝生広場を入场料を徴収して利用する場合（営利又は営業の宣伝その他これに類する催しを行う場合を含む。）は、昼間の利用については1時間当たり500円、夜間（照明利用時）の利用については1時間当たり5,000円とする。

議案第55号

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

提案理由

令和3年3月31日をもって、南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校及び南島原市立新切小学校が廃校となり、令和3年4月1日に南島原市立有家小学校となるため、所要の改正を行うもの。

令和2年12月24日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例の一部を改正する条例  
南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例（平成18年南島原市条例第90号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 小学校の表中

「

南島原市立有家小学校	グラウンド、体育館、プール
南島原市立蒲河小学校	グラウンド、体育館、プール
南島原市立新切小学校	グラウンド、体育館、プール

」

を

「

南島原市立有家小学校	グラウンド、体育館、プール
------------	---------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係） 1 小学校		別表第1（第2条関係） 1 小学校	
学校名	開放する学校体育施設の種別	学校名	開放する学校体育施設の種別
(略)		(略)	
南島原市立有家小学校	グラウンド、体育館、プール	南島原市立有家小学校	グラウンド、体育館、プール
		<u>南島原市立蒲河小学校</u>	<u>グラウンド、体育館、プール</u>
		<u>南島原市立新切小学校</u>	<u>グラウンド、体育館、プール</u>
南島原市立堂崎小学校	グラウンド、体育館、プール	南島原市立堂崎小学校	グラウンド、体育館、プール
(略)		(略)	

○南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例

平成18年3月31日条例第90号

改正

平成25年3月26日条例第24号

平成26年3月25日条例第10号

平成27年3月24日条例第13号

平成28年3月23日条例第34号

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、南島原市立学校体育施設等を学校教育に支障のない範囲において、社会体育活動等のために利用すること（以下「学校開放」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校開放を行う学校及び施設)

**第2条** 南島原市立学校施設のうち、学校開放を行う体育施設（以下「学校体育施設」という。）は、別表第1のとおりとする。

(管理)

**第3条** 学校開放を行うときは、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校体育施設を管理する。

(利用の許可)

**第4条** 学校体育施設（附属する設備を含む。以下同じ。）を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、学校体育施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

**第5条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校体育施設の利用を許可しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利又は特定の営利事業を援助することを目的とするとき。
- (3) 建造物及びその附属物を滅失又はき損するおそれがあるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他学校体育施設の管理及び運営に支障があると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

**第6条** 利用者は、許可を受けた目的以外に学校体育施設を利用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、又は譲渡してはならない。

(利用許可の取消し等)

**第7条** 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により利用の許可を受けたとき。



(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。  
(使用料)

**第8条** 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 教育委員会が、特別な事由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。  
(使用料の免除)

**第9条** 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料を免除することができる。  
(使用料の還付)

**第10条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰さない理由により、利用することができないとき。

(2) 利用日の7日前までに利用許可の取消しを申し出て、承認を得たとき。

(原状回復の義務)

**第11条** 利用者は、学校体育施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第7条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

**第12条** 利用者は、故意又は過失により学校体育施設を損傷し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為の禁止)

**第13条** 学校体育施設においては、入場者等を対象とする物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特に許可したときはこの限りでない。

(委任)

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深江町立小・中学校体育施設の管理使用に関する条例(昭和58年深江町条例第14号)、有家町体育施設設置条例(昭和56年有家町条例第5号)、有家町体育施設の管理使用に関する条例(昭和56年有家町条例第6号)、西有家町体育施設の管理使用に関する条例(昭和57年西有家町条例第6号)、南有馬町立小学校及び中学校の施設使用料条例(昭和58年南有馬町条例第4号)、口之津町体育施設の管理使用に関する条例(昭和53年口之津町条例第17号)又は加津佐町立小・中学校体育館管理に関する条例(昭和56年加津佐町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年3月26日条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第10号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日条例第13号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日条例第34号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

1 小学校

学校名	開放する学校体育施設の種類
南島原市立深江小学校	グラウンド、体育館 (深江小中学校体育館)
南島原市立深江小学校馬場分校	グラウンド
南島原市立深江小学校諏訪分校	グラウンド
南島原市立小林小学校	グラウンド、体育館
南島原市立大野木場小学校	グラウンド、体育館
南島原市立布津小学校	グラウンド、体育館、プール
南島原市立飯野小学校	グラウンド、体育館、プール
南島原市立有家小学校	グラウンド、体育館、プール
南島原市立堂崎小学校	グラウンド、体育館、プール
南島原市立西有家小学校	グラウンド、体育館
南島原市立有馬小学校	グラウンド、体育館
南島原市立南有馬小学校	グラウンド、体育館
南島原市立口之津小学校	グラウンド、体育館
南島原市立加津佐小学校	グラウンド、体育館
南島原市立野田小学校	グラウンド、体育館

2 中学校

学校名	開放する学校体育施設の種類
南島原市立深江中学校	グラウンド、テニスコート、プール
南島原市立布津中学校	グラウンド、体育館

南島原市立有家中学校	グラウンド、体育館
南島原市立西有家中学校	グラウンド、体育館、テニスコート、プール
南島原市立北有馬中学校	グラウンド、体育館、プール
南島原市立南有馬中学校	グラウンド、体育館
南島原市立口之津中学校	グラウンド、体育館
南島原市立加津佐中学校	グラウンド、体育館

別表第2（第8条関係）

区分	単位	使用料
グラウンド	全面 1時間	100円
体育館	バレーボールコート1面 1時間	200円
テニスコート	1面 1時間	100円
プール	大人 1回	100円
	小人（中学生以下）	無料

備考

- 1 利用時間が1時間未満のときは、1時間とみなす。
- 2 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 市外者が利用する場合は、この表の額の倍額とする。
- 4 グラウンド又はテニスコートを利用する場合において、南島原市社会体育施設条例（平成18年南島原市条例第87号）に規定する夜間照明施設の使用料を納付する場合は、この条例による使用料は無料とする。

議案第56号

南島原市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について

提案理由

南島原市歴史民俗資料館の障害者に対する入館料について、精神障害者保健福祉手帳の所持者を新たに適用対象とするため、所要の改正を行うもの。

令和2年12月24日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

南島原市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

南島原市歴史民俗資料館条例（平成18年南島原市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「及び療育手帳」を「、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南島原市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は、（ ）書の金額とする。</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>(略)</p> <p>備考 身体障害者手帳及び療育手帳の所持者は、（ ）書の金額とする。</p>

○南島原市歴史民俗資料館条例

平成18年3月31日条例第92号

改正

令和元年12月25日条例第30号

南島原市歴史民俗資料館条例

(設置)

第1条 歴史民俗、産業、自然科学に関する資料を収集保存し、教育的配慮のもとに一般公衆の観覧に供し、文化の向上に資するため、南島原市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南島原市北有馬歴史民俗資料館	南島原市北有馬町乙462番地
南島原市口之津歴史民俗資料館	南島原市口之津町丙4358番地6
南島原市口之津歴史民俗資料館分館	南島原市口之津町甲16番地7

(管理)

第3条 資料館は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

2 資料館に、館長又は管理員を置くことができる。

(入館料)

第4条 資料館に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、別表第1に定める入館料を納入しなければならない。ただし、教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、入館料を減免することができる。

2 特別の展示を行う場合、教育委員会は、その都度入館料を定め、徴収することができる。

(入館の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の観覧を許可せず、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備及び資料を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 資料館の管理上支障があると認めるとき。

(利用の許可)

第6条 南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホールを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 多目的ホールの利用が営利目的であると認めるとき。
- (3) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 施設の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

3 教育委員会は、資料館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可について条件を付することができる。

(使用料)

第7条 前条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰さない理由により、利用することができないとき。

(2) 利用日の7日前までに利用許可の取消しを申し出て、承認を得たとき。

(損害の賠償)

第9条 入館者又は利用者が、故意又は過失によって、施設、設備及び資料をき損し、又は亡失したときは、教育委員会の指示に従い、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、管理運営に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の北有馬町歴史民俗資料館の設置及び管理等に関する条例（平成17年北有馬町条例第7号）又は口之津町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（昭和55年口之津町条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年12月25日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分		一般	高校生	小中学生
南島原市北有馬歴史民俗資料館入館料	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)
	団体（20人以上）	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	1人70円 (30円)
南島原市口之津歴史民俗資料館入館料（分館入館料込）	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)
	団体（20人以上）	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	1人70円 (30円)

備考 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は、（ ）書の金額



とする。

別表第2（第7条関係）

区分	単位	料金
南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホール使用料	1時間	600円（空調込）

備考 1時間に満たない場合は、これを1時間として計算する。